慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	独立取締役の利益調整抑制効果
Sub Title	
Author	成田, 祐介(Narita, Yusuke) 太田, 康広(Ota, Yasuhiro)
Publisher	慶應義塾大学大学院経営管理研究科
Publication year	2011
Jtitle	
JaLC DOI	
Abstract	本研究では、独立取締役によるコーポレート・ガバナンスが経営者の利益調整に対する抑制効果の有無について考察した。 国際的には1990年代末から2000年初頭のエンロンやワールドコム、日本ではカネボウといった大企業の最上位の経営者による不正会計が発覚し、社会から厳しい目が向けられ、関心が高くなっている。それに伴い、日本のコーポレート・ガバナンスを巡る実務と法改正の動きは目まぐるしく議論されていった。社外監査役制度、社外取締役制度、業務執行役員の導入、そして2002年改正において、社外取締役を中心とする委員会等設置会社と従来の監査役会設置会社のいずれかを大会社は経営管理機構として選択することが可能となった。そのような流れの中、2009年に東京証券取引所は、監査役又は取締役のどちらかについて独立役員として届け出ることを有価証券上場規程として定め、企業に求めた。本研究では、その独立役員の中でも、独立取締役に焦点を当てて、経営者の利益調整を抑制することが出来るかを定量的に分析した。 取締役と利益調整に関する先行研究は、社外取締役と企業業績等の経営パフォーマンスとの関連性についての研究は多数あるが、利益調整との関連性について言及した研究はそれほど多くなく、かつ日本において定義づけされた独立取締役との関連性を研究したものはない。本研究において、東京証券取引所が規定した独立取締役に経営者の利益調整に対する抑制効果があるのかを検証することは、従来のコーポレート・ガバナンス研究の補完につながる。 独立取締役の利益調整抑制効果を検証するために、本研究では2010年の東京証券取引所1部・2部に上場している企業を対象としてデータを取得し、経営者の利益調整の代理変数として裁量的アクルーアルを被説明変数として重回帰分析を用いて分析した。その結果、社外取締役には裁量的アクルーアルの誘発効果がある一方、独立取締役には抑制効果があることが分かった。また、利益調整を利益捻出型と利益圧縮型の2つに分けた場合でも、独立取締役はそれぞれについて抑制効果があることが分かった。
Notes	修士学位論文. 2011年度経営学 第2684号
Genre	Thesis or Dissertation
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KO40003001-00002011-2684

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾大学大学院経営管理研究科修士課程

学位論文　2011 年度

論文題名

独立取締役の利益調整抑制効果

主　査	太田康広　教授
副　査	山根節　教授
副　査	村上裕太郎　准教授
副　査	

2012 年　1　月　6　日　提出

学籍番号	81030928	氏　名	成田　祐介

論 文 要 旨

所属ゼミ	太田 研究会	学籍番号	81030920	氏名	成田　祐介

（論文題名）

独立取締役の利益調整抑制効果

（内容の要旨）

本研究では、独立取締役によるコーポレート・ガバナンスが経営者の利益調整に対する抑制効果の有無について考察した。

国際的には 1990 年代末から 2000 年初頭のエンロンやワールドコム、日本ではカネボウといった大企業の最上位の経営者による不正会計が発覚し、社会から厳しい目が向けられ、関心が高くなっている。それに伴い、日本のコーポレート・ガバナンスを巡る実務と法改正の動きは目まぐるしく議論されていった。社外監査役制度、社外取締役制度、業務執行役員の導入、そして 2002 年改正において、社外取締役を中心とする委員会等設置会社と従来の監査役会設置会社のいずれかを大会社は経営管理機構として選択することが可能となった。そのような流れの中、2009 年に東京証券取引所は、監査役又は取締役のどちらかについて独立役員として届け出ることを有価証券上場規程として定め、企業に求めた。本研究では、その独立役員の中でも、独立取締役に焦点を当てて、経営者の利益調整を抑制することが出来るかを定量的に分析した。

取締役と利益調整に関する先行研究は、社外取締役と企業業績等の経営パフォーマンスとの関連性についての研究は多数あるが、利益調整との関連性について言及した研究はそれほど多くなく、かつ日本において定義づけされた独立取締役との関連性を研究したものはない。本研究において、東京証券取引所が規定した独立取締役に経営者の利益調整に対する抑制効果があるのかを検証することは、従来のコーポレート・ガバナンス研究の補完につながる。

独立取締役の利益調整抑制効果を検証するために、本研究では 2010 年の東京証券取引所 1 部・2 部に上場している企業を対象としてデータを取得し、経営者の利益調整の代理変数として裁量的アクルーアルを被説明変数として重回帰分析を用いて分析した。その結果、社外取締役には裁量的アクルーアルの誘発効果がある一方、独立取締役には抑制効果があることが分かった。また、利益調整を利益捻出型と利益圧縮型の 2 つに分けた場合でも、独立取締役はそれぞれについて抑制効果があることが分かった。